

## 第2部 回答をめぐっての質疑応答

### <経過をめぐって>

**牛越事務局長** 先ほど「どうしても」ということで、「確認事項について」の教育委員会の印をついた正式文書が出された問題です。

29日の午後5時半頃から教育長、教育課長、公民館長との面談があったわけですが、それに先だって1時半頃公民館長から電話があって、「12月2日の集会について内容を聞きたい」という話がありました。その話の中で「内規がある」=私は知りませんでした=ということでした。つまり、3者と私との面談は、公民館の内規に抵触するかどうかということだけでした。その問題で3者と話をし、そのときには問題がないということを確認しました。これは回答書にあるとおりです。そのあと話題を変えて、地域交流センターなどについての意見交換をしたということです。

その際に「申請内容と実施内容が違う、会議が集会になっている」、申請者が町民の会となっているが実行委員会ではないかという指摘がありました。私は、「それはまずいから訂正しましょう」と申し出たところ、平川館長(当時)は「今回は修正しなくてもいい」と言いました。これも回答書で触れられています。

しかし、「今回はいい」としたことがなぜ「確認書」の中で触れられているのでしょうか。このように書いてあります。「公民館使用許可書の申請内容に変更があった場合はただちに申請内容の変更を行う」・・・これを確認だという。「訂正する」と言ったら「今はいい」と言った。それをなぜ確認書の中にこうした項目を入れたのか、教育長どうですか。

**平林教育長** 回答書にもあるかと思うのですが、そのときは「いい」という話を確かしたと思います。最終的には「確認書」を持って行ったときに訂正をしていただくという話でありましたので、そのときの話し合いでは確かに「いい」と言ったと記憶しております。ただそのときには絶対に後はいらぬという話ではなかったと思います。ですから、確認書を持って行ったときに修正をあわせてお願いしたいというのが私たちの考えでした。

**事務局長** それはあとでまた触れたいと思います。

その面談のときに教育長は「公民館では選挙活動はできない」と発言しました。私はそれに対して「衆議院の任期はあと2年ある。選挙になっていないのに、選挙活動の話をするわけがない」と発言しました。

これは昨年町が各戸に配布した 28 年 10 月改訂版の「暮らしのなかの選挙」という冊子です。この 20 ページに、「選挙運動の期間として」という項目がある。これによれば、「選挙運動の期間は立候補届が受理された時点から選挙前日の午後 12 時までが選挙運動の期間」と定められている。ですから私はそのことを申し上げた。それが確認書の中で「選挙に関する話題・議論は一切しない」、こんな文言に代わってきているのではないか。

これは大変なでっち上げだと思いますよ。憲法 21 条で保障する集会・表現の自由を否定するものです。とうてい納得できない。このような発言を私がするわけがない。これだけははっきり申し上げておきます。

教育長は公民館で選挙活動はできないと発言したのを覚えていますね。

**教育長** 私の言葉足らずだと思いますが、社教法 23 条を意識しての選挙活動についてを想定して話したつもりでありますので、選挙活動はすべてダメという（話をしたという）そういう覚えは私の中ではありませんので、23 条に抵触することはダメですよというそういうつもりでした。

**事務局長** 私がまだ 2 年も任期があるのだから選挙運動の話などしないよと言ったことは覚えていますね。

**教育長** 覚えています。

**事務局長** 30 日の夜 7 時頃、ファックスで確認書が送付されています。その前の段階で、公民館長から「文書を届けたい」という電話がありましたが、私から「夜遅く遠くまで出掛ける必要はない。ファックスで十分だから」と私から言いました。しかし、その後の回答の中で、直接面談をして申請書を訂正する予定だったと回答しています。前公民館長にお伺いします。本当に夜 8 時過ぎに住民の個人宅に来て申請書を修正させるつもりだったんですか。

**平川前館長** 今回は期日も迫っておりましたので、夜を問わず対応する予定でおりました。

**事務局長** 町長にお伺いします。職員が翌日の時間中に出来るこういう問題を夜 8 時過ぎに個人宅に出向いてやろうとした、そのような仕事のやり方についてどう考えるか。

**町長** 残された時間がない、結論をどうするか、いわば切羽詰まった状態だったんじゃないかと思います。早い確認をとということで処理をしたと私は認識しております。

**事務局長** そういう職員の行為を追認するという事でよろしいですね。今後もあり得る

ということですか。

**町長** ありえますね。はい。

**事務局長** これは他のところで問題にしたいと思います。

教育長はファックス送信票のことに何度か触れています。日付は11月30日18時47分、池田町公民館。間違いないですね。

ここにこういう記載があります。「相違がある場合はご連絡願います」、確かにこう書かれています。しかし、これはいつまでに連絡をしてほしいという記載がありません。常識的には役所の時間中にこれは連絡すべきだと理解するのが妥当だと思います。

さらに、この送信票には、申請書を訂正させる旨の記載はありません。本当に訂正させるつもりだったのかどうか非常に疑わしい。当初の申請書を訂正してしまうと、取消処分理由の1つ＝申請内容と実施内容が異なる＝が消えてしまう。取消理由はたった2つしかない。その1つが訂正すると消えてしまうということではなかったのか。穿った見方をすると、訂正を本気で考えているのではない、訂正させない方が町にとっては得策だと思ったんじゃないでしょうか。

次は確認書を了承しろという内容で送付されたのですが、面談の際にお互いの発言を項目ごとに確認しておりません。確認書を作成する合意もされておりません。一方的な確認事項を認めることはできないということです。

さらに、確認書には問題になる文言が入っており、とうてい承服できない。夜電話で話し合う内容ではないので、明日話をすると前公民館長に言いました。公民館長はこう言ったんですよ。「午前中は会議があるので、午後3時からにしてほしい」。だから回答書で何回もいっている「一方的に私の方が電話を切った」というのはとんでもない。しかし、その後の回答では、確認書で翌日3時に会うという約束がこのように変わっている。「使用許可取消の通告をするために3時の約束をした」。どういうことなのか。これはあまりにもひどいでっち上げじゃないですか。その点について前館長どうですか。

**平川前館長** 誤解されているようですけれども、30日夜に翌日公民館に見えるというお話をしたのは確かです。ただ時間の約束はそのときしておりません。3時という約束をしたのは1日の朝電話を差し上げたときに、「午前中は会議がある。午後一でどうか」と言うと、事務局長さんは「都合がある」と言うので3時という約束になった。30日にみえるといった約束の時に取消の内容を通告するという意図はございませんでした。そこは誤解のないようにしてください。

**事務局長** 言っていることがよくわからない。「一方的に電話を切った」というが、私の状況はどうだったか。何か言葉を発して電話を切ったのか。無言だったのか。

**前館長** 集会在差し迫っておりましたので、早急に解決をしなければならないという意識でおりました。ついては夜 8 時、9 時でも納得できるような結果を生む予定でおりました。そのときに、こちらから確認の電話を差し上げたときに、今日はもう遅いので、こんな時間での対応はしたくない、明日行くからと言って電話を切られた。

**事務局長** どうしても 3 時の時間については否定をするということでもいいか。

**前館長** 30 日の夜については私の記憶の中ではございません。

**事務局長** では午前中会議があるのでと言ったことは覚えているか。

**前館長** (1 日の電話の際に言った) 覚えがあります。

**事務局長** では、午前中会議があるということは私に伝えたのですね。先ほど 1 日の朝、私に連絡をしたといましたが、何時だったか。

**前館長** 9 時過ぎだったか、正確な時間は記憶にございません。3 時の時間の約束が 30 日だったか 1 日の朝だったのか、本当にすみません、私の記憶が正確でなくて恐縮ですが・・・。

**事務局長** 記憶がない。私は 1 日の朝の電話は受け取っていません。私が電話を受け取ったのは 11 時半です。これは松澤さんとある場所に一緒に居ました。その場に前公民館長から電話が入った。この電話で庁議によって公民館の使用が取り消されたという通告をされました。これは認めてください。

**前館長** 11 時半の段階で口頭で行ったことは覚えていました。その前に朝 9 時前後に電話を差し上げていると思います。そのときは内容は伝えておりません。お越しいただきたいという旨の連絡だけです。

**事務局長** あなたのいう時間帯 (1 日朝 9 時) に何を私に言おうと思ったのか。夜のつづきの確認書の話をするつもりだったのか、何だったのか。

**前館長** 1 日の朝の段階ではお越しいただいてしっかりと相対して取消の旨を連絡するつもりでおりました。

**事務局長** ひどいこと言わないでくださいよ。(会場ざわめき) 庁議によって取消を決定し

たと 11 時半にあなたは私に言ったじゃないですか。なぜ 9 時に取消の話をするようになるのか。

**前館長** 時間的には、庁議が終わって私が公民館にもどってから連絡をいたしました。

**事務局長** それが 11 時半でしょ。

朝 9 時にはそんな電話は全然受けておりません。受けていれば、私は松澤さんと重要な問題だからと話をしているはずだ。全然そんな話ないですよ。いきなり 11 時半。1 日の 9 時にどこに電話しましたか。

**前館長** ご自宅だと思います。

**事務局長** 受けておりません。最大の欠陥は 29 日の面談で確認をした内規に抵触しないという文言がこの確認書で全く触れられていないということだ。最初の出発点である、内規の問題を全く度外視している。そして憲法 21 条違反となるような文書を教育委員会の正式文書として作成をした、これは本当に致命的な問題だ。

**村端** 確認書につながる 29 日の話のなかで、話の発端が内規の問題であったことが回答の中でも示されています。これまで（公民館で行われた）会議や集会などは内規に基づいて運用されてきた。ここはよろしいですね。

**教育長** はい。

**村端** この公民館の内規には社会教育法（第 23 条）が書かれております。つまり内規そのものが、池田町における社会教育法 23 条の（公民館での）運用について定めたものと私たちは解釈しますし、公民館側も解釈したのではないのでしょうか。今回のつどいの問題でも社会教育法にもとづく内規に従って処理されるべきものであるというのが正しい処理の仕方であると、そうせざるを得ないということなんですね。これらについて回答をいただきたい。

ところが実際には、内規には関係のない社会教育法の扱いになってきたのではないですか。切り離したのではないのか。そうすると大変おかしいことになります。これまでとは違う対応を今回の確認事項でやったということになりませんか。

内規は本来社会教育法第 23 条に基づくものです。それで問題なく運用してきたんです。先ほど教育長は大変重要なことをおっしゃいました。これは外部からの問い合わせに何らかの対応をしなければならないからだ。そうするとわざわざこんなものを作ったのは外部からの問い合わせがあったからじゃないですか。つまり、自分たちの内規に不備があっ

たことを認めていることにならないんですか。整合性のあるようにお答えいただきたい。これらは内規から逸脱した行動ではなかったんですか、教育長。

**教育長** まず私たちは社会教育法を第 1 に考えさせていただきました。そのなかで私たち独自の内規があるわけですが、この内規というのは当然社会教育法 23 条にもとづくものであって、内規には政党および政治団体から申し出があった場合は次の取り扱いをすると書かれております。私村端さんの質問がよく分からなくて申し訳ありませんが、内規についても社会教育法の適用になるから・・・よく質問の意味がわからなくて、もう一度質問していただければと思うのですが。

**村端** そもそも池田町でつくった内規というのは不十分なものであれ、社会教育法 23 条が運用されるように池田町でつくったものでしょ、と聞いているのです。だったらそれに基づいて運用されればよかつたんじゃないですか。不備があるなら不備があるとおっしゃればよかつたんです。内規上問題がないのに、わざわざ「該当しない」としていいんですか。それが該当するとかしないとか誰が判断するんですか。過去のさまざまな政党であれ、団体であれ内規でやってきたんじゃないですか。

**教育長** 政党についてはこの内規で、それ以外については内規を適用しないという話をさしていただいたわけですが。

**村端** そうじゃなくて。政党については書いてありますよ。問題があるのは政党だと判断されて（内規にこのように）書かれたんでしょ。それ以外の団体については本来問題なくやってきたわけだし、今回だって内規上問題ないと判断されたんじゃないですか。最初の話はそうだったんでしょ。

**教育長** 内規に該当しないという話はさせていただいております。政党ではないから内規には該当しないというお話でした。そのあと私たちの考え方は社会教育法の規定に則ったときに、その中では政党とか（団体とか）別に変わりありませんので、内規から切り離して社会教育法上問題があるかどうかという解釈でやったと思います。

**村端** こっちの方がさっぱりわかりません。（会場ざわめき）いいですか、内規に問題がなかったんでしょ。いままで問題なくやってきたんですよ。なんでわざわざこのような確認事項のようなものまでつくってやらなければいけなかったんですか。そんな必要はなかったんじゃないですか。

**教育長** 私たちはチラシのコトバに反応しました。公民館というのは政治的な学習の場で

あるということで、今回、社会教育法 20 条の目的に反していないか。これについて、過去にこのような集会についてどうかという問い合わせは一度もありませんでした。ですから牛越さんとの話のなかで学習会的な要素が強いと私たちは十分理解したわけです。本来時間があればチラシについて修正のお願いができたわけでありますけれども、気がついたときにはあまりにも急でありましたので、口頭ではなくて文書で。文書についても、政治的云々という話があります。議会でも何度も話しましたが、頑なにこれを絶対に守ってほしいと言うつもりは全くありませんでした。ですからもし牛越さんと話合いができて、ここはいけないよ、あそこはダメだよ、こうしてほしいという話合いの中で確認書が作られればと考えていました。当初は借りていただきたい、貸さないということではなくて借りていただくためにはどうしていただければよいかと解釈していましたので、あとで何を言われても怖くないということだったら文書をもってと考えていました。

やりとりについて鋭い質問をいただく中でいろいろ不具合があったと思うのですが、気持ちは借りてほしいというなかでのことです。時間が遅くなったことにつきましても、職員が文書を練って時間がかかったということでお許しをいただきたいと思います。

**村端** 前公民館長の話で、30 日夜の問題は重要だと考えている。再回答の中でも、そこで全面拒否されたという話になっている。それは先ほどの牛越事務局長の話からすれば全然違う。大きな食い違いがある。いままでその話合いをしようという姿勢がなかった。また、1 日にもまだ話し合う余地があった。庁議のあとでも。なぜ庁議のなかで、もう少し話をしたらどうかという話にならなかったのか。もっと真剣に双方の話合いをすべきであったとおっしゃるのであれば、そのような努力の仕方があったのではないのか。なぜそうならなかったのか。

**教育長** 前館長の話のなかでそのような（全面拒否の）ニュアンスに取ってしまったんだと思います。いくら話しても変わることがないなという前館長の判断のもとに、全面的に否定をされたなという解釈で私たちはそれを認めた上で次にどうするかという話をしたというそんな形であります。

**松澤** 今の説明を聞いて 2 つ思うんですが、1 つは教育長の説明の中で外部からの問い合わせに対する説明責任として確認書を作成したという話があったが、外部に対して高い説明責任をお感じになる前に当事者であり被害者である我々になぜ丁寧な説明がなかったのか、確認書という作業に走ってしまった。これは町の職員の服務規程をみると「公正を旨とする」ということが第 1 番にかかっているし、町の庁議の運用規定をみると、「町長が司会し重要な問題を決定しながら連絡調整をする」ことです。従って地方自治法違反に 3 役が責任を取るという表明があったことは評価をしますが、使用決定を拒否したのは庁議に意見を聞いて持ち帰って専門部署として教育委員会で判断したとおっしゃいました。拒否した

ことについては、その責任は教育委員会、教育長にとっていただく必要がある。

**教育長** 確認書について丁寧な説明をしなかったことは私たちも認めます。ただ庁議の意見を参考にしながら最終的には確認書（に同意を）いただけなかったこと、それからチラシの内容について問題があるというこの 2 つがありました。今回の取消につきましては、私たちとしてはいまのところ間違った判断ではないと考えております。ご迷惑をかけた点につきましてはお詫びを申しあげますけれども、今回の判断につきましては教育委員会としては間違っていないと解釈しています。

**事務局長** 地方自治法 244 条の問題については、これは庁議が責任をもつということで、責任を取られました。しかし公民館の使用取消は、庁議の意見を聞いたということですが、これはすべて公民館長の判断で取り消したということでしょうか。

**教育長** はい、いいです。

**事務局長** 庁議のことについてお伺いします。12月1日の庁議については、公民館使用の議題というのは当初の議題に入っていなかった。私たちが説明資料を求めたところ、2月16日の回答、本日の回答（6 ページ）も「使用許可申請書、チラシ、公民館内規」となっている。副町長、これで間違いありませんか。

**副町長** 庁議に出された資料ということですね。その通りです。

**事務局長** 3月27日に情報公開請求をして4月7日に開示された資料がここにあります。1つは「池田町公民館における『町民と政党のつどい』問題の経過報告」、2つ目「公民館使用申請書」、3つめ「チラシ」、4つめ「日本共産党池田ファンクラブニュース」、5つめ「公民館内規」、6つめ「市民タイムスの切り抜き記事」、7つめ「大糸タイムスの記事」、ここまですべてページの入った 9 枚の資料が公開されました。副町長、記憶がございませんか。

**副町長** 集会がありますよという記事は参考としてつけてありました。主なものは、使用申請書とチラシと内規でした。

**教育長** 副町長の話のとおりです。

**事務局長** 町長はどうお考えか。町長の名で回答されていますが、その内容が大きく異なっている点についてはどう考えますか。



**町長** 大きく異なっているとは？

**事務局長** 添付資料が回答に書かれている申請書、チラシ、内規以外に重要な資料が添付されていたと情報公開で入手している。これは回答とは全然違うので、どう考えるかということを知っている。

**町長** 主なものをここでは挙げたということ・・・ですね。

**事務局長** わかりました。注目すべき資料は館長作成の 11 月 30 日付けの経過報告。記憶にあまりないということなので、早口で読み上げましょう。(内容全文読み上げ)  
(経過報告資料については別途添付)

これが資料として添付されております。ここで外部からの問い合わせというのは務台衆議院議員側ということによろしいですね。新聞報道がいくつも 4 月 11 日、4 月 25 日が信濃毎日新聞、4 月 29 日朝日新聞の取材について務台氏側が公民館に接触したことを認めております。同時に前館長もそのことを追認しております。これで間違いないですね。

**前館長** はい。

**事務局長** 今回の公民館問題はすべてここから始まっていると言っても過言ではありません。この質問書の中でも明らかにしていますが、公民館の申し込みは競合さえしていなければ即許可の扱いとなって許可証の発行すら省略をしていた、長年何の問題もなく公民館を利用して参りました。これがなぜ今回に限って問題になったか。それは務台議員からの実行委員会のフェイスブックに 28 日の深夜から度重なる書き込みがあったことから始まっている。同時に前公民館長が認めたように公民館に対しての接触があった。それも 1 回ではないと思います。教育長の答弁で務台議員からの接触については、そういう趣旨のものではないと答弁されましたが、公民館側から情報がなければ書けない内容というのがありますね。フェイスブックのイベントページの書き込みですが、「公民館は騙されたという認識をしているようですね」「誓約書に政治的目的ではないと書いたようですね。平気で嘘をつくのであれば問題だ」・・・これは本当に公民館側から情報を提供していなければ務台氏は投稿することができない内容だ。公民館側が務台議員に付度したことは明らかだ。

もう一つは庁議の配付資料の中に、日本共産党池田支部のファンクラブニュースが添付されていました。ファンクラブニュースというのは個人の宛名のある封書に入れて各個人に配っているものです(11月号のニュース提示)。見れば分かります、これは池田後援会の部内資料として作っている。庁議という町の最高会議にこの資料が討議資料として使わ

れると言うことについては責任者なりに断るべきではなかったのか。

**副町長** これは参考資料に位置づけられたものでして、確かにおっしゃるとおり、個人的にやりとりしているものとは私は知らなかったので、添付されていたものとして参考にさせていただきました。今後はこのような個人的な資料につきましてお断りしていきたい。また新聞も正式に使う場合には新聞社にお断りしなければならないということがありますので、気を付けていきたいと思います。

**事務局長** 問題は政党関係の部内資料を公式な庁議の場で検討したということなんですが、その点は？

**副町長** 教育委員会の資料には部内資料と書いてあったんですが、そこについては説明がなかったので、確認をとれていなかったということで配慮がたりなかったのかなあと 생각합니다。

**有川** 信毎の4月25日の記事で務台さんの秘書が前に断られたというが、資料はあるか。

**前館長** 過去のことを調べた限りでは申請して断ったという経緯はわかりませんでした。

**有川** 18才選挙権になったということから、開かれた公民館になるようにしてほしい。

<資料>平川前公民館長による経過報告

資料は情報公開請求によって開示されたもの

平成 28 年 11 月 30 日

池田町公民館における「町民と政党のつどい」問題の経過報告

平成 28 年 11 月 4 日 (金)

公民館使用許可申請書提出 (別紙参照)

申請者=池田町民の会 代表 牛越邦夫

使用日時=平成 28 年 12 月 2 日 (金) 18:00~21:00

使用目的=会議

平成 28 年 11 月 29 日 (火) AM 11:00

・公民館あて、12月2日開催の「町民と政党のつどい」についての間合せあり。

=「町民と政党のつどい」のチラシを見たが、政治(政党)活動・選挙活動の集会のようであるが池田町公民館の使用規定に抵触しないのか?

間合せを受け「町民と政党のつどい」についてWEBを検索し、別添チラシを確認。(別紙参照)

この時点で、上記11月4日付けの許可申請が本件の申請であると認識し、館内及び教育委員会にて対応を検討する。

総務課長へ報告し、総務係より県の選挙管理委員会の見解を聞く。 AM11:30 ごろ

PM 1:30 ごろ

代表の牛越氏に確認の電話をする。 公民館平川による。

この電話の時点では、使用許可の取り消しについては全く未定で、協議をするための事実確認の旨を伝えた。

・公民館使用許可申請の内容との相違については?

=当初申請した後、実行委員会が組織され、現在に至っている。

当初申請にある「池田町民の会」は、正式には「戦争法に反対する池田町民の会」であり、申請時は省略した。

・チラシでは、「総選挙」「野党共闘」「現政権への批判」などの表記がされており、選挙を意識したものではないか?

=選挙は全く意識していない。

(見解として、選挙が確定していない段階であるので、選挙活動(運動)には該当しない。)

・第三者からの指摘で、本チラシから読みとる限り、特定の政党を擁護並びに批判するものととらえられるため、公民館の使用規定に抵触する恐れがあるが?

=主催者としては政党を特定していないので、利害が発生しないものと考えている。

PM 4:00 ごろ

教育委員会(教育長・教育課長・公民館長)にて打開策を協議するなかで、日本共産党池田ファンクラブ・ニュースに、「町民と政党のつどい」が掲載されていることから、薄井議員に仲介を依頼するが、実行委員会に關与していないことを理由に断られる。同様に、編集責任者にも断られる。

同ニュース発行責任者である太田氏は、今回の実行委員会に所属しているとのことから、牛越氏への連絡調整を依頼する。

PM 5:00 ごろ

牛越氏より電話

「公民館長と協議しているのに、関係ない課長から別の者に連絡するとはどうゆうことか？（怒り）」

公民館あて電話のため、平川が応答。

＝今回の件は、日程も差し迫っており、迅速な対応をしないとお互いに良くないと判断し、各者からの意見、考えを聞いて打開策を探っている旨を伝える。

↓

今から、公民館に行き、説明をする。とのこと。

PM 5:30 ごろ

牛越氏、教育会館に来館（教育長、教育課長、平川）

公民館使用についての内規を確認し、公民館使用における問題点を整理。

今回の計画では「特定の政党の利害に関する事業を行う」ことが規定に抵触する恐れがあるので、そのようなことは全く無いように行い、また、選挙については全く触れない内容の集会であることが牛越氏より告げられる。

＝以上の懸念される点をクリアし、いずれからも利害が発生しない形式であることから、使用許可を取り消すことなく、集会の実施をするものとした。

この時点では双方納得した形と認識。

11月30日（水）

前日の順末をまとめ、報告書の準備を進める。

PM 5:00 ごろ

前日の牛越氏との協議内容をまとめた確認書を作成し、牛越氏に内容を確認してもらう。

直接自宅に届ける予定で電話にて所在確認をすると、FAX 送信の依頼があり送信する。（別紙参照）

↓

PM 8:00 ごろ

内容の確認をいただき、相違がないか確認の電話をする。平川より

＝文書として残すことへの不満、内容への不満があり、受入しない様子あり。

明日、出向いて話しをする旨を告げられ、一方的に電話を切られる。

PM 9:00

PM 6～9 時の状況を、教委員長、教育課長に報告する。

＝明日、庁議前に理事者により協議の時間を設けることとする。